

横浜市建築局から 違反建築防止に向けたご協力のお願い 「内装制限って何!？」

火災時に室内等への着火をできるだけ遅らせて、安全に避難するため建築物の室内や廊下の仕上げ材料を燃えにくい材料とする「内装制限」について説明します。

● 内装制限とは

建築基準法には建物の用途や規模等に応じて、室内等を燃えにくい仕上げ材料とすることを規定した**内装制限**というものがあります。内装制限を行う部分は、居室の天井と壁および廊下、階段等の避難経路の天井と壁です。特に避難経路は火災時に重要な経路となるため、室内よりもより厳しい制限が定められています。

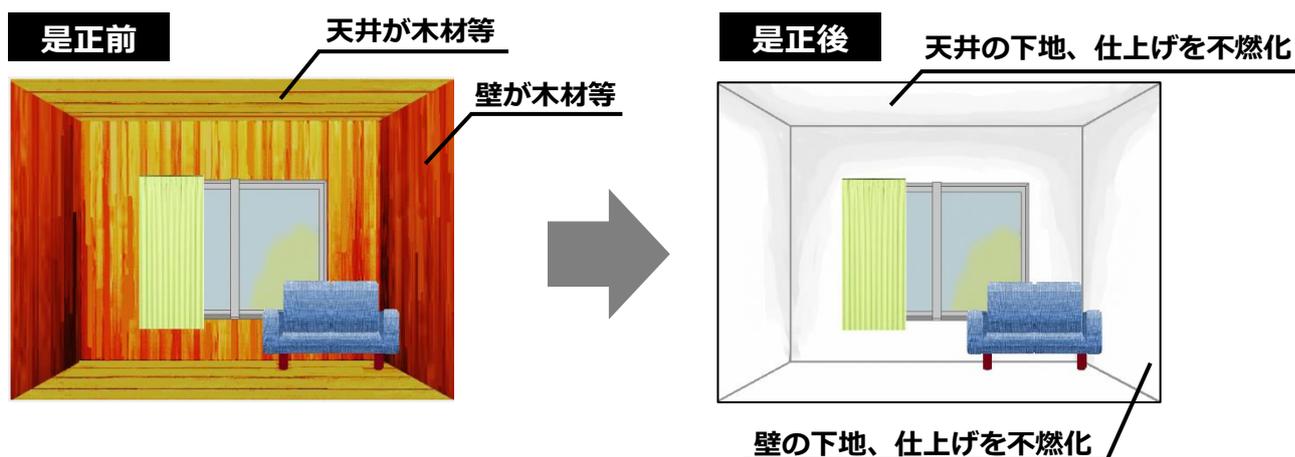
● 内装制限の違反があると

内装材料が可燃材料であると、火災時に壁、天井等に着火し内装材が熱せられ生じた可燃性ガスが室内（の上部）に蓄積されます。この可燃性ガスが、一定の温度と濃度に達すると急激な爆発的燃焼を引き起こし、一挙に室内へ火災が拡大する**フラッシュオーバー**と呼ばれる現象が起こり大変危険です。

室内の天井や壁の不燃化は、着火を遅らせ、**フラッシュオーバー**を抑制します。

● よくある違反と是正の事例

建物完成当時は適法であっても、テナントが変わった際に内装改修を行い、建築基準法違反として発見されるケースがあります。万が一火災が起こった際は、利用者の人命に危険を及ぼす重大な違反であり、すぐに改善しなければなりません。



違反だとは知らずに内装改修してしまう事例が多く発生しています。
内装改修工事などを行う際には、専門家である建築士等にご相談ください。

お問合せ先 横浜市 建築局 違反対策課 (045-671-3856)